

○ 厚生労働省国民保護計画 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

新	旧
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第1節 警報の通知及び伝達</p> <p>○ 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。</p> <p>○ 厚生労働省関係部局(大臣官房、医政局、社会・援護局)は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。</p> <p>○ 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。</p> <p>○ 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>○ 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。</p> <p>○ 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>○ 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第1節 警報の通知及び伝達</p> <p>○ 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。</p> <p>○ 厚生労働省関係部局(大臣官房、医政局、社会・援護局)は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。</p> <p>○ 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。</p> <p>○ 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>○ 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。</p> <p>○ 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>○ 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。</p>

- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。

## 第2節（略）

### 第4章

#### 第1節～第2節（略）

#### 第3節 医療の提供等

##### 1（1）（略）

##### （2） 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。
- 厚生労働省医政局は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康局の協力を得て支援するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局は武力攻撃災害時における診断・治療等に関する研究を推進するものとする。
- 厚生労働省医政局は、医療関係者等に対して、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関するの教

- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。

## 第2節（略）

### 第4章

#### 第1節～第2節（略）

#### 第3節 医療の提供等

##### 1（1）（略）

##### （2） 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省医政局は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。
- 厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。
- 厚生労働省医政局は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康局の協力を得て支援するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局は武力攻撃災害時における診断・治療等に関する研究を推進するものとする。
- 厚生労働省医政局は、医療関係者等に対して、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関するの教

育研修を推進するものとする。

- 厚生労働省健康局は、保健医療関係者に対して、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、平素から、感染症を診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス及び呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

### (3) 医療活動の実施

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。
- 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

### (4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

#### ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センターの医療関係者を派遣するよう求めるものとする。
- 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医

育研修を推進するものとする。

- 厚生労働省健康局は、保健医療関係者に対して、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、平素から、感染症を診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス及び呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

### (3) 医療活動の実施

- 厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。
- 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

### (4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

#### ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センターの医療関係者を派遣するよう求めるものとする。
- 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医

療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。

### ②生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省健康局は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

- 厚生労働省健康局は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康局は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。

- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び健康局の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

### ③化学剤による攻撃の場合の医療活動

療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

- 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。

### ②生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省健康局は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

- 厚生労働省健康局は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康局は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。

- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び健康局の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

### ③化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省医政局は、原因物質が特定された場合は、関係部局の協力を得て、その特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など医療活動を行うものとする。

#### 第4節 保健・衛生に係る対策

##### 1 (略)

##### 2 保健医療関係者の派遣

- 平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、厚生労働省健康局は、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、**災害時要配慮者**（障害者、難病患者を含む。）の把握に努めることができるように助言を行う。
- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーの活用を努める。
- 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用を努めることができるよう助言を行う。

#### 第5節 福祉に係る対策

##### 1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

- 厚生労働省医政局は、原因物質が特定された場合は、関係部局の協力を得て、その特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など医療活動を行うものとする。

#### 第4節 保健・衛生に係る対策

##### 1 (略)

##### 2 保健医療関係者の派遣

- 平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、厚生労働省健康局は、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、**被災時要援護者**（障害者、難病患者を含む。）の把握に努めることができるように助言を行う。
- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーの活用を努める。
- 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用を努めることができるよう助言を行う。

#### 第5節 福祉に係る対策

##### 1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、**子ども家庭局**その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

<p>2 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第6章</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地域における衛生状況の確保</p> <p>○ 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切な助言を行う。</p> <p>○ 厚生労働省健康局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。</p> <p>また、厚生労働省健康局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。</p> <p>○ 厚生労働省健康局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。</p> <p><u>6 医薬品等の迅速な承認</u></p> <p><u>○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害が発生した場合、その拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、それらの使用以外に適当な方法がないものについて、国内で早期に薬事承認するため必要がある場合に、特例承認制度又は緊急承認制度を適用する。</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項</p>	<p>2 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第6章</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地域における衛生状況の確保</p> <p>○ 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切な助言を行う。</p> <p>○ 厚生労働省健康局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。</p> <p>また、厚生労働省健康局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。</p> <p>○ 厚生労働省健康局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項</p>
--	---

第1節～第2節 (略)

第3節 海外からの支援の受入れ

○ 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。

(削除)

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

第4節 (略)

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 医薬品等の価格の安定等

○ 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

2 社会保険関係

(1)～(3)

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

第1節～第2節 (略)

第3節 海外からの支援の受入れ

○ 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、外国でのみ販売されている医薬品又は医療機器でのみ治療可能な健康被害が発生した場合等において、避難住民等に対する医療の提供のため緊急に輸入するほかないとき、これを輸入する者に対して特例的に製造販売の承認を与える。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

第4節 (略)

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 医薬品等の価格の安定等

○ 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

2 社会保険関係

(1)～(3)

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

<p>○ 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。</p> <p>なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、老健局及び年金局と連携を図り迅速な対応に努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 社会福祉施設の復旧</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設の復旧</p> <p>○ 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等 <u>(子ども家庭庁の所掌に属するものを除く。)</u> の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>	<p>○ 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。</p> <p>なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、老健局、年金局及び子ども家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 社会福祉施設の復旧</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設の復旧</p> <p>○ 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども家庭局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>
--	--